

財政収入の市民的健康性

——ギャンブル収入をめぐって——



早瀬利雄

地方財政と公営ギャンブルとのくされ縁は、昭和23年にはじまった。競輪、競馬その他の国家公認ギャンブル収入は自治体の一つのドル箱になっている。悪妻ながら離婚は到底できないという嘆きの自治体は、全国にわたってすくなくない現状である。競輪に限ってみれば、今日のところ競輪場総数は51ヶ所あるが、売上成績の全国順位からいうとおよそ半数は首都圏に属している。首都圏がわが国最大のギャンブル圏であるという動かぬ証拠は、つぎの第1表をみても明らかである。この

表1——昭和45年度競輪場別車券売上高表<上位20位>

順位	競輪場名	年間開催日数	年間売上高	一回平均売上高
1	後楽園	63	3,350,826	279,235
2	川崎	72	2,392,653	199,388
3	花月園	72	2,044,363	170,364
4	西宮	72	2,016,268	168,022
5	京王閣	72	1,950,035	162,503
6	立川	72	1,897,811	158,151
7	松戸	72	1,846,734	153,895
8	大宮	72	1,842,225	153,519
9	甲子園	72	1,718,706	143,226
10	小田原	72	1,655,437	137,953
11	静岡	72	1,651,340	137,612
12	岸和田	72	1,597,302	133,109
13	西武園	72	1,584,157	132,013
14	平塚	72	1,555,045	129,587
15	千葉	72	1,502,931	125,244
16	名古屋	72	1,410,740	117,562
17	一宮	66	1,290,021	117,275
18	向日町	72	1,256,569	104,714
19	宇都宮	72	1,187,421	98,952
20	伊東	72	1,079,597	89,966

注 (1)単位：万円 (2)年間開催回数はいずれの競輪場も12回 (3)資料：全国競輪施行者協議会<46.4調>

事実はいったい何ごとを物がたっているのであらうか。

首都圏計画などといっても、中央部から周辺部にいたるまで「とばく」場だらけの計画を先行せしめていたのである。公営ギャンブル悪妻論の現実的根拠は、第2表のギャンブル収益金の地方税収入に対する比率をもってすれば自明的である。50自治体を順位別にまとめて比較してみると、やはり半数の25市が、首都圏に属していることがわかる。税収入の1倍半から2倍半以上というおそろ

しい状況の3自治体をのぞくと、トップの立川市では81.27%、小田原市では64.76%、伊東市では60.81%、ついで平塚43.49%、それ以下10%以上というのが15市にもおよんでいる。首都圏に集中している有力ギャンブル都市の実情は、自治体の財政収入が高率にギャンブル収益に依存しており、三割自治の実態の穴埋めが封建時代以来のやぐざ商売でなりたっていることを実証している。この事実は、国の自治体政策がいかに無策放任のものであるか、地方行財政の実情に対してほおか

表2—昭和44年度施行者別収益金対税収入比較表<主要なもの抜すい>

区分	施行者名	施行者収益金 A<万円>	税収入 B <万円>	A/B %	
五〇%以上	弥彦村<新潟県>	18,591	7,249	256.47	
	武雄市<佐賀県>	50,863	21,633	235.12	
	観音寺市<香川県>	66,013	39,959	165.20	
	立川市<東京都>	146,233	179,941	81.27	
	岸和田市<大阪府>	128,721	165,381	77.83	
	玉野市<岡山県>	66,127	91,996	71.88	
	小松島市<徳島県>	22,159	33,281	66.58	
	小田原市<神奈川県>	150,101	231,782	64.76	
	伊東市<静岡県>	64,594	106,226	60.81	
	五〇%未満<三〇%以上	一宮市<愛知県>	127,420	262,412	48.56
平塚市<神奈川県>		113,519	261,020	43.49	
大垣市<岐阜県>		85,332	194,958	43.77	
別府市<大分県>		58,162	145,002	40.11	
秩父市<埼玉県>		26,050	65,885	39.54	
三浦市<神奈川県>		16,158	46,798	34.53	
松阪市<三重県>		35,427	106,148	33.37	
勝浦市<千葉県>		5,490	17,305	31.73	
いわき市<福島県>		97,234	306,818	31.69	
三〇%未満<二〇%以上		久留米市<福岡県>	64,668	239,121	27.04
	佐原市<千葉県>	9,364	34,995	26.76	
	静岡市<静岡県>	157,465	602,853	26.12	
	西宮市<兵庫県>	164,971	655,143	25.18	
	青梅市<東京都>	21,030	79,939	26.31	
	前橋市<群馬県>	70,964	282,437	25.13	
	高松市<香川県>	97,744	401,492	24.35	
	奈良市<奈良県>	10,392	43,610	23.83	
	逗子市<神奈川県>	16,158	68,185	23.70	
	宇都宮市<栃木県>	88,489	375,241	23.58	
大津市<滋賀県>	63,703	279,486	22.79		
秦野市<神奈川県>	16,158	80,405	20.10		
二〇%未満<一〇%以上	茅ヶ崎市<神奈川県>	35,058	178,039	19.69	
	千葉市<千葉県>	124,773	790,784	15.78	
	佐世保市<長崎県>	33,668	227,268	14.81	
	木更津市<千葉県>	9,364	72,605	12.90	
	豊橋市<愛知県>	40,012	312,233	12.81	
	鎌倉市<神奈川県>	34,838	292,059	11.93	
	松戸市<千葉県>	31,094	267,683	11.62	
	川崎市<神奈川県>	240,265	2,077,059	11.57	
	一〇%未満<五%以上	熊谷市<埼玉県>	14,472	148,533	9.74
		熱海市<静岡県>	13,118	140,624	9.33
横須賀市<神奈川県>		43,869	481,215	9.12	
四日市市<三重県>		40,328	497,220	8.11	
広島市<広島県>		87,456	1,102,274	7.93	
北九州市<福岡県>		144,217	1,833,157	7.87	
八王子市<東京都>		21,292	319,448	6.67	
藤沢市<神奈川県>		29,594	459,271	6.44	
奈良県		51,719	940,921	5.50	
五%未満		和歌山県	64,541	1,445,457	4.47
	埼玉県	204,091	4,911,761	4.16	
	京都府	151,266	4,097,857	3.69	

むり主義を貫き通してきたことを物がたっている。自治体の台所からいえば、ギャンブル胴元としてテラ銭収益は有力な財源の1つであるから手放しにくくなるのは理の当然である。親方日の丸といって頼りにできない現状ではなおさらのことである。第3表でもわかるように、まだギャンブル廃止を完了していない大都市<東京、横浜、名古屋など>の対税収比率は2%以下であっても、行財政需要の激増過程の今日、その実額は小学校の数校が建築できるほどのものであるからには、貴重な財源価値たるをうしなわない。社会的理念からいってギャンブルは好ましいものではないことはわかっている、財政当局や経済局の立場—事業と台所—からいえば、わらをもつかむみたいな気持で財源の発掘に苦心しているのであるから、この種の収入をもうしなうことはつらいのである。首都圏現象の影響をもろにかぶっている横浜市などは、横浜固有の限界以外の諸要因に対処するためにほとんど財源を吐きつくしているのである。

2 ————— ギャンブル廃止こそ正しい世論

以上のような現状をふまえながらも、なおかつ公営ギャンブル廃止の声が高揚しつつあるのは何故か。旧六大市その他の諸都市でも、すでにギャン

表3 ———— 昭和44年度施行者別収益金対税収収入比較表

区分	施行者名	施行者収益金 A <万円>	税収収入 B <万円>	A/B %
五%未満	滋賀県	46,652	1,315,718	3.55
	茨城県	81,358	2,469,542	3.29
	尼崎市<兵庫県>	26,195	955,082	2.74
	千葉県	103,223	4,161,860	2.48
	名古屋市<愛知県>	82,562	4,355,730	1.90
	横浜市<神奈川県>	67,738	4,035,390	1.68
	東京都	706,387	47,825,364	1.48
	神奈川県	161,818	11,587,002	1.40
	愛知県	84,086	13,360,602	0.63

ブル廃止を断行しく京都、大阪、神戸>、廃止を決定しく東京、京都府、大阪府、奈良>、あるいは調査会から廃止の答申をうけている<横浜、名古屋、一ノ宮>。とくに、今日ようやく旧六大市<東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸>が勢揃いしてギャンブル廃止にふみきるとい自治体としての正しい政治的姿勢が確立されるようになったことについては、大都市住民はこの客観的事実がもつ意味を、十分に自覚し認識すべきだと思う。これらの大都市も財政的余剰の蓄積があつての廃止措置ではないのである。今日の都市問題山積の段階では財源はいくらあつても足りない。いわんや国の政治が地方財政に対して冷淡である今日の状況の下では、よほどの政治的決意と社会的理念の自覚がなければ断行し得ないことなのである。旧六大市が示すにいたったギャンブル廃止の自主的決定は、革新市政の発展、市民参加の態勢、世論の汲み上げ、あぐらをかいている国の政治への批判意識などの主体的諸条件の成熟がもたらした業績であるといつてよい。とはいえ、自治体による廃止は全面的廃止でなく、弾力性をもたして行なうしかない段階的選択的廃止である。本来は諸般の公営ギャンブルの開始は政府が政治的決定を行なった結果であるのだから、廃止についても政府が政治的決定をもつて責任ある措置を講ずべき性質のもので、責任を他になすりつけるべきものではないはずである。廃止措置は決議すれば片づくといったものではない。それはたいへんな金のかかるあと始末である。それぞれの関係者に対する補償と欠如する財源のことを考えると、自治体の台所にとっては頭の痛い話である。やめたければ勝手にやめる、あとは地方債など面倒はみないぞという自治省あたりの考え方は、根本的にまちがっているといわねばならない。それは政治的責任のないたんなる官僚行政にすぎない。国民からみてそれでは政府とはいえなからう。

廃止の断行については、まだ問題はのこっているが、都府県の段階でも神奈川県をのぞくと、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〈完了〉—つまり旧六大市の所在する上級自治体—は、そのいきさつは同様ではないけれども廃止の方針をうち出している。このように頭をそろえてきた代表的な自治体の政治的決意に対しては、市民世論は賢明にして誠意ある対応をもって支持をあたえる動向を示しつつある。1968年の社会調査研究所の調査結果によってみても、ギャンブル廃止支持はおよそ60%におよび、廃止反対は17%にすぎなかったのである。今こそ国民のコンセンサスが喚起されなければならないときである。ギャンブル収益を貴重な財源とする自治体の行財政の運命について、今こそ真げんに考えるべきである。昔から「とばく」は深みにはいるほど足がぬけないとはやくざ社会の本性である。自治体がギャンブルから足をぬこうとすると、そうはさせぬとからみつく反対勢力の在り方は、まったくやくざ社会の現出ではないか。美濃部知事のギャンブル廃止宣言に対してとった関係諸団体の言動、政府・与党の態度などは、それを実証している。また、政府によってギャンブルに身を売られた自治体は、おやじに身を売られたお女郎のようなものである。かせぎにかせいでますます借金がかさんで足ぬきができないという哀史に似ている。

ギャンブルの関係諸団体や政府、与党は日本憲法の精神を忘れてしまっておるのではなからうか。国民の生活は健全で文化的なものでなければならず、それを最後の1人まで国民すべてのために確保するように努力することが政治というものである。射倖心をあおり中下層大衆のなげなしの金をしばりとする仕組みを考え出すなどは、資本の利潤追及にあけくれる独占企業家のやることで、憲法精神の具現者たるべき政治家の行なうことではない。それを大衆娯楽だのレジャー、レクリエーシ

ョンなどと煙幕をはりめぐらす論理は不健全である。これを真げんに娯楽だと考えている人間は、自分が不健康におちいっておることを自覚していない無知の証拠だ。人間は勞せずして獲得できる余剰の夢にとりつかれると不健康な人間になる。虚構の世界を相手にすると、自治体もまた不健康な性格をもつようになる危険を免かれない。〈注1〉長期の辛抱づよい財政的努力をしないで、いとも手軽に大金を手に入れるというのは、地方自治体財政としては正常な在り方とはいえないのではなからうか〈注2〉。

〈注1〉 井出嘉憲著、地方自治の政治学、東大出版会 P.230.

〈注2〉 高橋勇悦著、ギャンブル社会、日経新書 P.72-73.

3———行財政の合宜主義を排す

最高法たる憲法が定めた政治の出発点ともみるべき条項はなんであるか。第25条の「健康で文化的な生活を国民全部に保障する」というのが即ちそれである。民主主義政治の最大の目標はそこにあるといってよい。この目標は、自治体レベルの政治〈行財政〉をも貫通する原理であることは論ずるまでもないところであって、国の政治がこれを無視しているからといって、自治体もそれにならうべき性質のものではない。国がやらなければ、国の政治よりもはるかにキメ細かく住民の生活実態に近接する自治体こそが実践すべき政治目標である。今日の自治体は成長して地方行政以上の地方政治の主体となったのである。その意味においては、憲法の定める政治の目標をないがしろにする国の政治の在り方に対して、自覚をもった自治体が勢揃いし、あぐらをかいた政府に挑戦する正しい政治的姿勢を確立するということは、日本の現状から推してきわめてのぞましいことであるといつてよい。「健康な文化的生活の保障」という

政治的価値は高価なものである。これを実現しようとする地方行財政も、可能な限り健康な状態におかれていなければならないのである。財政収入の市民的健康性がうしなわれるならば、如上の政治的価値は合理的な妥当性を主張することができなくなり、目的のためには手段をえらばないという合宜主義政治におちいってしまう。今日の国の政治は、公益ギャンブル制度に安易に依存したまま、憲法の定めた政治目的をけとばしてしまい、地方自治体を敢えてトバクの胴元に仕立ててはばからないというやくざ政治と化している。ギャンブル法は憲法違反のようなものである。

六大都市といえども、何も行財政に余剰の蓄積があつてギャンブルの廃止を唱えておるものではない。苦難の財政状況にもかかわらず、敢えて廃止の政策にふみきった根拠は、貧しくても筋の通つた財政収入の市民的健康性を確立するとともに、自治体政治に正しい姿勢をとりもどして、国の政治のあやまりに挑戦しようというにある。自治体政治の年来の念願は三割以下の自治を10割自治に改革すること、それがために必要な財政的余剰の裏づけを国からも獲得することにある。ギャンブル収入のような、市民的健康性の原則に背反する財政収入を、政治的勇気をふるってカットしようとする自治体の決意は、ひんまがった国の政治的姿勢に対するたたかいのノロシである。

横浜市は東京都について昭和46年10月、競輪問題調査会からギャンブル廃止方針をうち出した答申をうけとつた。飛鳥田市長はこの答申を全面的に受容する声明を發表した。答申の要旨をかかげるとつぎの通りである。

〔答申〕

横浜市は、戦後の荒廃した市域の復興と民生安定のため、窮乏した市財政を補強する窮余の一策として、昭和25年に競輪事業の施行に踏みきつた。以来20年を経

過した昭和45年度までに56億8,274万円の収益をあげ、これを教育、住宅、道路、社会福祉等の各建設事業に充当活用している。

ちなみに、市税収入に対する競輪収益の比率をみると、競輪開始年度の昭和25年度においては0.7パーセント<収益金1,657万円>であつたが、以後増大の傾向を示し、昭和45年度においては1.4パーセント<収益金6億9,900万円>に上昇している。

このように競輪収益が伸長していることは、競輪が一部大衆の射倖的娯楽の役割を果たし、ファン層の定着化とつらなっている事実をものがたっている。

ところで、近年における経済社会の発展は、本市において他都市に比類のない人口急増をもたらし、いきおい諸般の行・財政需要は、年々増大の傾向を示している。

また、終戦以来の長期接收による公私の被害も甚大である。このような状況に対し、現行の税・財政制度による財源のみでは対応しがたく、それゆえに競輪収益の限界価値は、かなり高いものといえるであろう。

しかしながら、社会的に幾多の問題を生じている競輪事業について、市民世論の動向および社会理念にてらしてみると、国が地方財政の健全化に関する本筋の財政措置をかえりみず、地方財政の補強策をギャンブル事業に肩がわりせしめ、国民に法の禁ずる賭博行為を公認奨励するなどは、政治の大なる誤謬と考えられる。

すでに、自転車競技法の立法の直接根拠たる自転車産業の振興および戦災復興事業も遂行せられ、所期の目的も成就された今日、大都市の横浜市としては、進んで地方自治行政の姿勢を正し、全市民の安全と福祉のため、あらゆる社会悪、公害を排除してゆく明るい市政の方向を確立する使命を負っているものと信ずる。

以上の観点から、本調査会は次のように答申する。

将来横浜市は、財政事情の動向を勘案したうへで、市営競輪事業を廃止する方針をもって、段階的計画を確立することを望む。

したがつて、現行の市営競輪は、行・財政需要の増大傾向および市財政の窮状にかんがみ、廃止までの当面の策としては、現行制度の問題点の是正をはかりつつ運営せざるを得ないものと考えてる。

1 廃止方針に基づく行・財政措置

廃止の方針に基づく諸般の行・財政措置については、特に次のような諸点を配慮する必要があると考える。

<1>国に対して、従来横浜市がおかれた独自の窮状を訴え、次の諸点を強調し、財源の再配分等について、実現の促進を要望すること。

ア 首都圏計画のあおりによる過密大都市化およびベッドタウン化

イ 長期接收都市としての多大なる被害

ウ 現下緊急を要する都市再開発および大地震対策上の避難道路、避難拠点づくり等

<2>廃止にともなう財政計画上の問題点については、具体的な廃止方策をたて、年々の予算計画の中で調整消化していくよう配慮すること。

<3>競輪場施設会社に対し適切な措置を講ずること。

<4>各関係方面および全従業員に対する適切な措置を講ずること。

以上の諸般の措置および廃止の時期の決定については、廃止計画のための機関を設けて、その推進をはかることが望ましい。

2 当面の運営方法について

競輪に関する運営状況を調査してみた結果、現行制度には、改革することが必要と考えられる面が多々あるので、廃止の方針および計画の確立とともに次の諸点について考慮することが望ましい。

<1>競輪事業は、ギャンブル性を是正するために、現行の法定控除率<25パーセント>を低率化するよう国に対して要望すること。

<2>競輪開催日および車券発売制度について検討すること。

<3>売店および飲食物の衛生管理方式を統一化し、あわせて清掃管理の改善をはかること。

<4>競輪場の駐車場は狭隘のため駐車困難な状況にかんがみ、バス以外の車の乗入れを制限もしくは禁止する方策を考慮すること。

<5>競輪場付近、周辺道路等における不法な露店、物品販売、賭博類似行為を取締まること。

<6>競輪公害に悩む地元町内会および周辺地域に対して、しかるべき助成措置を講ずること。

<7>市営競輪事業と競輪場施設会社との関係について現行方式の是非を検討する一方、事業運営の適正および

効率化をはかるうえから、一部事務組合方式等について研究すること。

3 花月園競輪場に対する利用措置

競輪場としての花月園は、生活環境、交通、防犯、教育等諸般の角度から比較検討してみても、悪い立地条件をもつ場所と考えられる。のみならず、現下緊急を要する本市の都市再開発計画および大地震対策上の見地からしても、県市ともに公用地や緑地帯の不足が叫ばれている今日、競輪場を撤去することによって、これを有事の際の避難センターに充て、あわせて全市民の文化的福祉的施設として活用することが望ましいと考える。

以上それぞれの事項に関連する諸問題については、主催者たる神奈川県および横須賀市との三者協議会を設けて解決をはかる必要があると考える。

4 国の政治の重大な誤り

公営ギャンブルはなんのために制度化されたのであろうか。その法律制定の沿革をみると、敗戦後のインフレ時代のどさくさにまぎれての政治的行詰りが生んだ産物である。たとえば、昭和23年8月1日の法律第209号制定の「自転車競技法」なるものをみればわかるように、時限法とはいえ奇妙な目的法になっている。その第1条には自転車産業の振興をはかること、それとともに地方財政の健全化をはかるため、この法律により自転車競走を行なうことができると規定された。つまり二頭の蛇のように、異なった性質の2つの目的が同一の手段によって遂行されるという奇体な法律なのである。このような特異な立法は法理学上の妥当性もうたがわしいが、特別法として認められ再三の改正を経て今日にいたっている。戦災からの都市復興や行政需要の増大で財政的脆弱になやんだあげく、一石二鳥方式で案出した悪法なのである。当時、中小企業の一部である自転車産業の振興を図るという理由はたしかに存在した。だが、同様の問題は自転車産業だけに限ったことではな

かったはずである。一部の業界ボスと政界ボスの結合勢力がでっちあげた一つの目的規定である。そこにどんな秘密取引があったかなかったかは別として、計18名の代議士の連署になる議員法案として提出のはこびとなったものだ。だが、自転車産業だけを特に振興するために国が特別法をつくるというのでは、おそらく議会を通過させることはできないし、国民も納得せぬだろう。そこで、「都道府県及び人口、財政等を勘案して自治大臣が指定する市町村は、地方財政の健全化をはかるため、自転車競争を行なうことができる」というように、主催者を自治体に限定し、地方財政の補強という大義名分を考え出したものである。社会党はこの地方財政云々の妙薬についてひっかかってしまったのである。その仕組みがていよよい「とばく」システムであることは、法の第7条においてはじめて規定が出てくる。だから、第1条から第7条までをひっくり返していうならば、地方財政の健全化と自転車産業の振興をはかるため、地方自治体は胴元となり、自転車屋と力をあわせて、「とばく」のやり方で自転車競走を催し、テラ銭をかせぐことができるということになった。自転車競技場なるものは賭博場である。自治体は胴元であり、自転車屋や自転車学校はサイコロ提供者である。こうして得たテラ銭は健全な財政収入だそうで、政府はみょう加金を売上からしぼり取るという関八州取締役めいた仕組みである。いかに一般法<刑法>に優先する特別法とはいえ、明らかに刑法で禁止している「とばく」行為である。公序良俗に反する「とばく」禁止は、仲間があみだで焼きいもを買う金ぐらいの程度の遊びでも、びびり検挙されるというきびしさをもったものである。それを大規模にしたものが公序良俗に反しないという理由はなにもない。公序良俗に反するような事柄を法律につくるということは、まさしく憲法違反である。この法律でみとめた「とば

く」行為が、地方財政の健全化——地方財政収入の市民的健康性——という同じ法律の中での目的に対応せしめて、適正なものなりやいなやは、厳密な学問的検討を要する問題である。「健全化」とはいったい何か。売上高がふえてテラ銭が増大すること、どんな性質の金でもよいから増収となってくれること、結果として収支のバランスが成り立てばよいというようなことを意味するものであろうか。公序良俗に反するというので一般法では禁止した事項を、特別法では容認するというような法律体系は、正しく合理的であるべき立法精神の矛盾ではないであろうか。立法手続きとしては、国会で議決したのであるから形式的適法性はこれを欠いてはいない。そして法体系の中の特別法であるのだから、一般法には優先するという法の形式的妥当性は認められよう。だが、その実質的合理性を民主主義社会の法理学的立場から考察してみれば甚だおかしいのではないか。目的規定にしても、自転車産業の振興が主たる目的なのか地方財政健全化が主目的なのか不明確である。おそらくは後者であろうと思うが、もしも同時同等の目的であるという解釈が行なわれるとすると、一方の自転車産業は公営企業ではなく民間私企業の一つの分野にすぎない。これに対して地方財政は自治体という公共団体のものである。いわば公私レベルを異にする二つの目的が混同されて同時同等性を主張するということになる。このような公私不同一のレベルの目的を共同化し、しかも「とばく」行為の事業を公営事業として営ませるといことは、理論的合理性を欠いている。まったくの合宜主義的立法でしかない。第1条の「事業の振興に寄与するとともに」という法文はすじの通らぬ文句である。

政府や自治体が民間の産業の振興をはかるという産業政策は、「とばく」行為をシステムとするのではなく、奨励助成金を与えるとか、中小企業金

融の便をはかるとか、機械貸与制度とか、通産省が毎年自転車新製品の品評会を主催し優賞金を与えるとか、一つの目的のために公私が共同するということはあり得る。競技法における目的の不統一、手段の不法性ということとは特別法だからといって免かれまいと考える。現行の自転車競技法は昭和41年6月30日法律第98号で改正になったものであるが、目的規定は前よりも奇妙なつぎはぎ規定となっている。「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため」という複合的なものになっている。このならびたてた諸目的の複合化は、いったいどのような根拠にもとづいているのであろうか。地方財政も大へんな事業目的のかね合いにひき出されたものだ。

この文句は通産省か自治省かの苦心の作であろうが、あまり頭のよい労作とはいえず。再三提出された社会党からの公営ギャンブル廃止案と世論のはげしい攻撃をさけて、時限法を永久法に改正するため、収益金からの社会的寄付行為を正当化したにすぎない文句である。競技法の最初の目的は

表4—横浜市競馬競輪事業収益状況

<単位：万円>

年 度	収 益 金			年 度	収 益 金		
	競 馬	競 輪	計		競 馬	競 輪	計
25	60,369	16,574	76,943	36	246,571	196,617	443,188
26	79,842	48,266	128,108	37	253,140	234,500	487,640
27	36,360	93,291	129,651	38	236,500	302,500	539,000
28	40,410	104,940	145,350	39	304,000	398,026	702,026
29	43,055	121,330	164,385	40	366,500	430,500	797,000
30	63,158	117,129	180,287	41	431,821	416,281	848,102
31	96,185	142,195	238,380	42	595,500	586,787	1,182,287
32	121,658	131,639	253,297	43	—	538,197	538,197
33	109,056	123,473	232,529	44	—	635,500	635,500
34	102,168	171,433	273,601	45	—	699,000	699,000
35	146,221	174,564	320,785	46	—	570,000	570,000

注 1 43年度分には競馬事業の廃止に伴う交付金は含まない。
 2 45年度分は決算数値である。
 3 46年度分は予算数値である。

果された段階であるが、スポーツを奨励し社会福祉事業を助成するのだから公営ギャンブルの存続は社会の利益である、という合理化思想にすぎない<第1表参照>。これらの助成行為が公共自治体に委託されないで、民間の自転車屋団体に委託されているということもまた妙である。いろいろと問題のあった日本自転車振興会の公営ギャンブル機構の中での存在理由について公共性を与え、公営事業性をもって世間の目をくらす効果をねらったものというほかはない。総じて、自転車競技法の目的を複合化したことの真意は、公営とはいえ「とばく」行為を是認することであるこのギャンブル法の、社会的正当性をなんとか主張しようとした点に認められる。明らかに国の政治の重大な誤謬である。

5—財源の健康性のために

横浜市は神奈川県、横須賀市とともに花月園観光の自転車競技場を借上げ、市は年4回の開催を行なっている。その売上総額および収益状況、市予算におけるその充當用途は、第3表以下によって知ることができる。横浜市にとっては、公営ギャンブル<競輪のみ>の財政収入への貢献度は対税収で2%にも満たない低率である。1969年の発表では全国の市町村レベルでの平均は13.09%となっていたから、横浜市財政における比重ははるかに低位であるといつてよい。だが、7、8億円の実収が経常費でなく、教育、土木などの投資的経費をまかなう自由支出にあてられるとすればやはり貴重である。このような支出目的は、全国都市で最高の人口増をつづけつつある横浜市としては妥当なものであり、不足財源を補充する上において大いに役だっている。だが、この支出目的の妥当性は、財源そのものがギャンブル収益の増加によって補充されるとしても、他方では収益源泉が社会悪的影響をはらむ度合がますます拡大され

表5—横浜市競輪事業収益金使途内訳

年度	収益金及びその使途		充当費目 の事業量 ②	左の一般 財源 ③	充当率	
	収益金の使途	金額 ①			①/②	①/③
		万円	万円	万円	%	%
40		43,050	605,655	305,350	7.1	14.1
〈決算〉	小・中学校建設費	15,000	209,160	92,330	7.1	16.3
	公営住宅建設費	20,000	178,187	43,577	11.2	46.0
	道路橋梁整備費	6,050	198,676	157,224	3.0	3.8
	社会福祉施設整備費	2,000	19,631	12,219	10.2	16.4
41		41,628	719,848	382,081	5.8	10.9
〈決算〉	小・中学校建設費	15,000	294,067	129,101	5.1	11.6
	公営住宅建設費	20,000	125,355	34,258	16.0	58.5
	道路橋梁整備費	5,080	269,009	201,163	1.9	2.5
	社会福祉施設整備費	1,548	31,417	17,559	4.8	8.6
42		58,679	704,119	376,396	8.3	15.6
〈決算〉	小・中学校建設費	30,979	299,075	163,794	10.4	18.9
	公営住宅建設費	20,000	156,332	47,556	12.8	42.0
	道路橋梁整備費	6,200	222,824	149,912	2.8	4.1
	社会福祉施設整備費	1,500	25,888	15,134	5.8	9.9
43		53,820	857,487	489,047	6.3	11.0
〈決算〉	小・中学校建設費	27,020	383,153	202,249	7.1	13.4
	公営住宅建設費	15,000	115,004	40,971	13.0	36.6
	道路橋梁整備費	9,300	330,563	226,026	2.8	4.1
	社会福祉施設整備費	2,500	28,768	19,801	8.7	12.6
44		63,500	1,276,048	681,065	4.9	9.3
〈決算〉	小・中学校建設費	31,050	508,525	216,920	6.1	14.3
	公営住宅建設費	20,000	272,044	67,259	7.3	29.7
	道路橋梁整備費	10,000	417,788	334,596	2.4	3.0
	社会福祉施設整備費	2,500	77,692	62,289	3.2	4.0
45		69,900	1,792,952	1,024,071	3.9	6.8
〈決算〉	小・中学校建設費	32,000	895,820	438,077	3.6	2.3
	公営住宅建設費	19,900	226,386	64,570	8.8	30.8
	道路橋梁整備費	15,000	591,980	478,897	2.5	3.1
	社会福祉施設整備費	3,000	78,766	42,527	3.8	7.1
46		57,000	2,078,397	1,134,466	2.7	5.0
〈5月 現計〉	小・中学校建設費	25,000	1,077,219	466,520	2.3	5.4
	公営住宅建設費	15,000	295,479	82,348	5.1	18.2
	道路橋梁整備費	14,000	612,592	495,491	2.3	2.8
	社会福祉施設整備費	3,000	93,108	90,108	3.2	3.3

資料：財政局<46.8>

るという矛盾をふくんでいる。

ギャンブル収益の増収を期待することは、反面では市民のより多く人間がギャンブル、ファンと化することを期待するという含蓄をもたざるを得ない理である。そんな期待が、健康で文化的な市民生活を期待する政治意識と本質的に矛盾したものであることは自明的である。いうまでもなく、財政収入の市民的健康性をギャンブル収益に求めようとするならば、それはいささかの社会的理念をもとまわらない強弁というほかない。日本自転車振興会が、「競輪の収益はこんなに社会福祉に役だっております」といって老人ホームのスナックを出してみせるテレビ宣伝をますます執ようにくりかえておることは、ギャンブル収入に、財政収入の市民的健康性を要求する叫び声のように私には聞こえる。だが、そのような宣伝を強化し、ファンがふえるほど、不健康な社会悪的影響は拡大しておるのである。この収益の痛しかゆしという性格は到底払拭しきれない本質をもっている。公営ギャンブルは廃止するほかはないのである。

<横浜市立大学名誉教授・文博>